

令和3年第11回教育委員会議事録

令和3年6月23日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年6月23日（水）午後2時00分～午後2時49分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事 務 局 次 長 齊 藤 俊 朗 教育政策担当部長 大 島 晃
教育人事企画課長

学 校 整 備 担 当 部 長 中 村 一 郎 庶 務 課 長 村 野 貴 弘

学 務 課 長 正 富 富 士 夫 学 校 整 備 課 長 河 合 義 人

済美教育センター 佐 藤 正 明 済美教育センター
所 長 統 括 指 導 主 事 佐 藤 永 樹

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

議案第43号 教育財産の用途廃止について

(報告事項)

- (1) 杉並区基本構想答申案について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (4) 学校におけるオンラインを活用した取組について
- (5) 杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン（令和3年度）の改定等について

目次

議案

議案第43号 教育財産の用途廃止について	4
----------------------	---

報告事項

(1) 杉並区基本構想答申案について	5
(2) 学校運営協議会委員の任命について	19
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	19
(4) 学校におけるオンラインを活用した取組について	11
(5) 杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン（令和3年度）の改定等について	15

教育長 では、定刻になりましたので、ただいまから令和3年第11回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議の進め方についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から簡略化させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案1件、報告事項5件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。まず、議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第43号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。学校整備課長からご説明いたします。

学校整備課長 それでは、議案第43号「教育財産の用途廃止について」につきまして、ご説明を申し上げます。

杉並第一小学校につきましては、今後予定されている新校舎建設工事などに備え、阿佐ヶ谷駅北東地区への工事用車両の搬入路として仮設通路を設けることに伴い、同校給食室の一部を解体する必要があるため、教育財産の用途廃止を行うものでございます。

議案を1枚おめくりください。用途廃止をする財産の内容につきましては、1番の表に記載しているとおりでございます。

もう1枚おめくりいただいて「解体建物案内図」をご覧ください。建物の一部解体する部分としましては、校舎北側の給食室の一部45.37㎡でございます。参考までに現給食室の左隣の部分、「給食室増築部分」としておりますけれども、こちら現在増築しておりまして、両建物をつないで一体的に使用してまいります。

用途の廃止の時期は、令和3年7月20日でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

折井委員 私、通勤でこちらをいつも通るのですけれども、春からだんだんいろいろなところが更地になってきて、工事が始まるのだなと拝見しているのですが、工事車両が通り始める、そのための通路を作るといふことで、これから安全面に十分注意しながら工事をしていただきたいなと思います。子どもたちは、登下校時に結構、急に出入りします。たまに、不安になるぐらい急に飛び出してきますので、そういった面ではとても注意が必要な道路かなと思います。これから長い工事期間に入りますけれども、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

学校整備課長 今、減増築の工事をしておりまして、来年度以降、搬入路を使って工事用車両が入っていきますけれども、子どもたちが登下校などで通りますので、その安全はもちろんなのですが、そのほかに区民の方ですとか自転車、それから車両が結構多いですので、きちんと人の配置をしたりとか、安全面に十分配慮して進めていきたいと考えております。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第 43 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 43 号につきましては原案のとおり可決といたします。

では、続きまして報告事項の聴取を行います。会議冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から報告事項の 1 番、4 番、5 番については事務局より説明を頂き、2 番、3 番については配布された資料をもって代えることとしたいと考えておりますが、委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 特にご意見がないようですので、報告事項 1 番、4 番、5 番については事務局より説明を受け、2 番、3 番については配布資料をもって代えることといたします。

事務局より説明をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「杉並区基本構想答申案について」を

私からご説明いたします。

それでは、杉並区基本構想審議会の審議状況等についてご報告いたします。教育委員会での杉並区教育ビジョンの策定に当たりましては、区が策定する新基本構想との整合性を図りながら進めていくことから、これまでも区の基本構想審議会の審議状況について適宜ご報告しているところでございます。今回は区の基本構想審議会において、令和4年度を始期とする新基本構想答申案が取りまとめられましたので、その概要をご報告いたします。添付資料は新基本構想の答申案と参考資料としまして審議会委員名簿及び審議の経過等をおつけしております。

まず、こちらの答申案をご覧ください。1枚おめくりいただきますと目次がございます。新基本構想の構成は「はじめに」に続き、第1から第5まで「基本構想策定の背景」、「基本構想を貫く3つの基本的理念」、「杉並区が目指すまちの姿」、「分野ごとの将来像と取組の方向性」、「区政経営の基本姿勢」となっております。

1枚おめくりいただきますと「はじめに」と記載がございまして、ここでは区政の未来を明るく照らすよりどころとして、新基本構想を策定すること、そして、みんなで共有し育てていくことの意義などについて記載されております。

続きまして、1ページをお開きください。「第1 基本構想策定の背景」でございます。ここでは基本構想の役割と期間設定を記載してございます。新基本構想は区民と行政はもちろん、地域団体や民間事業者等を含めた杉並区に関わる全ての主体が共有する、おおむね10年程度の杉並区の将来像を展望する「羅針盤」として策定するものでございます。また、2ページは「現基本構想に基づいた区の実行の振り返り」について記載してございます。

続きまして、3ページをお開きください。こちらでは、今後、おおむね10年程度を見据えた区を取り巻く環境変化と対応について、人生100年時代や災害への備え等をはじめ、6点記載されてございます。

続きまして、6ページをお開きください。「第2 基本構想を貫く3つの基本的理念」でございます。ここでは基本構想に基づく取組を進めていく上での、全体を貫く大きな方向性を示してございます。

続きまして、7ページをお開きください。「第3 杉並区が目指すまちの姿」、いわば、新基本構想を端的に表すキャッチフレーズというべ

き内容でございます。現基本構想では、「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」となっておりますが、新基本構想においては、杉並の個性や特徴が端的に分かり、短い文章で区民が覚えやすいものになることをコンセプトに検討が進められたとのことでございます。杉並区のこれまでを振り返るとともに、緑豊かなこのまちを次世代につなぎ、住宅都市というイメージを発展させ、安らぎと憩いがあふれる住まいの場を守り、杉並区をさらに前進していくという観点から、今後おおむね10年程度を展望した区の目指すまちの姿を、「みどり豊かな 住まいのみやこ」として設定されたところでございます。

続いて8ページをご覧ください。「第4 分野ごとの将来像と取組の方向性」でございます。新基本構想では区民への分かりやすさや目的の明確化などの観点から、分野を8つに分け、それぞれ将来像を描いておりまして、個々の分野において今後進もうとすべき理念的、抽象的な取組の方向性を示した上で、その方向性をよりリアルにイメージすることができるよう、重点的な取組項目が複数挙げられております。

このうち、主に教育に関するところとして、21ページ、22ページをお開きください。「学び」の分野でございます。学びの分野において将来像を「共に認め合い、みんなでつくる学びのまち」とし、将来を予測することが困難な時代において、自分らしい道を切り拓き、人生100年時代を豊かに生きるとともに、新たな価値を生み出し、よりよい地域を作るため、学びの支援や誰一人取り残されない社会実現に向けた条件と環境を整えることを取組の方向性に記載してございます。

また、22ページの「重点的な取組」といたしましては、ICTを活用した学校教育の質の向上、学校施設や社会教育施設の利活用を通じた学びの支援、社会教育士やファシリテーターなど地域人材の活動支援の3項目を記載してございます。

続いて23、24ページをお開きください。「文化・スポーツ」分野でございます。こちらでは、将来像を「文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち」としており、以下の取組の方向性でございますが、多様な文化・芸術の振興と多文化交流の推進、歴史的な文化資産の次世代への継承、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを進めていくこととしてございます。

また、24ページには、歴史的な文化資産や地域の伝統文化に親しむ取組

の推進や学校施設の有効活用などを通じて、スポーツ環境の充実を図ることなどについて、重点的な取組として記載してございます。

続いて、25ページをお開きください。「第5 区政経営の基本姿勢～区民と共に一歩先のステージへ～」でございます。ここでは、「杉並区が目指すまちの姿」や「分野ごとの将来像」の実現に向けて取り組んでいくに当たり、全体に通底する事項として、協働・デジタル・行財政運営の取組の方向性を示してございます。

以上、概括的になりますが、新基本構想答申案についてご説明でございます。

鑑文に戻りまして、今後の流れ等でございますが、現在、基本構想審議会において、2番のパブリックコメント、3番の説明会が実施されているところでございます。実施期間や説明会の日程などは記載のとおりでございます。これらを通して出された意見を踏まえ、答申案の必要な修正を行った上、9月には基本構想審議会から区へ答申されると確認してございます。

私からの説明は以上でございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 まず初めに、委員の皆様、関係の皆様これまでの取組、ご尽力に心より感謝申し上げたいと思います。

感想を述べます。昨年来、やはりコロナ禍の中で様々なものが壊れてきたかなと個人的には思っておりますが、いろいろなものが壊されたというか、そんな思いもあります。でも、そんな中で私も幾つか学校を回る中でも、例えば学校現場において本当に厳しい状況の中でも、実際につながりとか関わりを大切にしながら、新たなものを作り上げていく、様々な対応に取り組んでいることに対して、本当に頭が下がる思いがいたします。

そんな中で教育ビジョンの検討も進んでおりますし、今回の基本構想でも、例えばこの基本的な理念を見ますと、「認め合い 支え合う」から始まりまして、まさに教育ビジョンのほうにもしっかりとつながっているということを改めて認識することができました。そしてまた、まちの姿で「みどり豊かな 住まいのみやこ」と出ておりますが、例えばこの「豊かな」ということを考えたときに、それは決して緑だけではなくて

人の心だったり、心の豊かさであったり、あるいは人間性の豊かさであったり、人間関係の豊かさであったり、また、文化や生活の豊かさであったり、様々な豊かさということがやはり含まれているのだろうなと思いました。そうした中で、新たなつながり、関わりを通してみんなで協働して新たなまちを作り上げていくところが、やはりこの基本構想の中にも私は見て取ることができました。それはやっぱり今回拝見して一番よかったなと思っているところです。これからもどうぞよろしく願いいたします。

庶務課長 ありがとうございます。他にご意見等はございますでしょうか。

伊井委員 まず、2点お伺いしたいところがあって、説明会の実施がございますね。1枚目の鑑文に書いてある、審議会委員による説明会とオープンハウス形式による地域説明会について、とても丁寧な形だなと拝見しておりますが、やはり基本構想ということは、このような手続をこれまでもしていたということでしょうか。それが1点。

そうそうたるメンバーの方々が関わっていらっしゃいますが、公募の方も8名入ってまして、人数的にも大変多くの方々が関わってくださっているなということに、とても心強いものを感じております。3ページのところに、「中学生アンケート」ということで、中学生にも意見を聞いてくださっているというところで、私はとても向こうおよそ10年となりますと、今の中学生がもう二十歳も超えて社会に関わっていくところになるので、大変深い関わりというか、子どもたちにとっても認識を深めるところだなということをととてもありがたく思いました。

この丁寧な進め方をこれまでもされていたのかなと思って、今回この説明会もすばらしいなと思うので、進め方についてちょっとご説明があったらありがたいなと思いました。

庶務課長 審議会委員による2回の説明会を行ったのですが、こういった形の説明会は、今回が初めてということでございます。

伊井委員 ありがとうございます。本当にこの進め方も内容の中に私はすごく印象的な言葉があって、「区民と区が手を携えながら」というのが「はじめに」に書いてあるのです。よく区政のサービスという言葉が使われますけれども、これからの見通しとして1人1人が他人ごとではなくて自分ごととして捉えていくことが、ビジョンの中でもあったと思う

のですけれども、子どもたちの中でも主体的に関わっていく、主体的、対話的で深い学びということで、ともに対話的な良好な関係というか、関わりを大切にしながらというところをビジョンでも目指していると思うのですが、当事者として区への思いを自分で持って関わっていく姿勢がすごく見えて、教育ビジョンと共有できる考え方も幾つもあり、これから未来を考えていく子どもたちにとっても大人がこういう考え方や進め方をしていくよというところが、子どもたちの学びにとってもとても有効なのではないかなと、期待できると思いました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

庶務課長 ありがとうございます。先ほど、ご質問いただいた「中学生アンケート」につきましては、参考資料の3で、「中学生アンケート」とか「外国人アンケート」とか、「すぎなみちょこっトーク」でいただいたご意見をつけさせていただいております。あと、審議会委員が42名と本当に多くの方が参加されていますが、教育ビジョンとの整合性につきましては、この中の学識経験者の中の大竹先生と牧野先生が、教育ビジョンの審議会委員でもありますので、そこで整合性を図るということで行っているところでございます。

折井委員 説明会についてお伺いしたいのですけれども、この審議会委員による説明会というのは、会長の方というのはいらっしゃるのですか。中心になってくださっている方がお一人ないし数名で説明をしてくださるということなのでしょうか。

庶務課長 青山会長と第一部会から第四部会の部会長全員に参加いただき、概括的には青山会長が説明し、それぞれの分野については、各部会長が説明し、ご質問いただいたことに対してお答えするという説明会の内容になっております。

折井委員 ありがとうございます。もう1点お伺いしたいのが、このオープンハウス形式による地域説明会というのを6回実施してくださるということなののですけれども、オープンハウスというと自由に入って見て、感想を持つということなのかなと思ったのですけれども、こちらは何か資料等を用意しておくという形なのでしょうか。それとも、何かブースみたいなものあって、説明を聞ける場になっているのでしょうか。

庶務課長 パネルを展示させていただいて、もちろん資料も置いてあるので、そちらについてご質問いただいたときに、職員がご説明をさせてい

たきます。また、審議会委員にも、できれば参加していただくということになっております。

折井委員 どうもありがとうございます。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項1番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項4番「学校におけるオンラインを活用した取組について」済美教育センター所長からご説明いたします。

済美教育センター所長 私からは「学校におけるオンラインを活用した取組について」ご報告いたします。

5月24日に開催されました令和3年第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会において、クラウドサービスを活用した学校と保護者との間の欠席等の連絡や情報共有、またアンケートの実施を行う場合、必要となる情報セキュリティ上の配慮事項について審議が行われ、諮問どおりに決定されました。これにより、これまでの活用方法に加えまして、資料の一覧のとおり、各学校においてオンラインを活用した取組が可能となりましたので、ご報告申し上げます。

まず児童生徒を対象とした取組といたしましては、オンライン朝会や集会、また学校行事の校内での配信、オンライン学習、オンラインホームルームなどに加えて、今回の諮問でオンラインによるアンケート調査や小テストなどが可能になりました。外部人材を活用した取組といたしましては、他校の児童生徒との交流学習、また外部専門家との遠隔学習、遠隔による社会科見学など既に多くの学校で実践が進められております。

保護者を対象とした取組では、保護者からの欠席連絡や学校だより等の配信、また、アンケート調査や保護者会等の会議の開催など、保護者にとっても利便性の高い取組が可能になりました。

教職員にとってもオンライン研修や会議への参加など、コロナ禍における感染症対策や働き方改革にもつながる取組が可能となっております。

なお、各取組につきましては、運用基準やガイドラインに基づき、各学校で適切な実施に努めるよう周知しているところでございます。

以上、報告でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

對馬委員 昨日、杉並公会堂で行われている小学校の音楽鑑賞教室に行っ
てまいりましたが、済美教育センターの方が来ていて、ライブ配信とい
うのでしょうか、日フィルさんの協力の下、日フィルさんの演奏をその
まま配信していると伺いました。指揮者の方も「今日はお家から見てく
れている人もいるんだって」と言って、手を振ってくれたりしていまし
て、非常に協力的でした。

伺ったところ、体調が悪くて欠席している子も見ることができるし、
それからコロナのことがあって、こういった外に出かけることにあまり
参加したくないお子さんも中にはいるそうで、そういった子は教室とか、
会場に行かないで見ているということで、今、できるのはこのぐらいな
のですということをおっしゃっていただきましたけれども、非常にみんなが参
加できるとか、完全に欠席ではなくていろいろな参加の形があるという
ことを1つ見ることができました。

オンラインだけではないのですが、あれは10校ぐらい集まるのですか
ね。いろいろな学校から集まってきていて、たまたま私の後ろにいた学
校は、始まるまでの間、子どもたちが本を持ってきて読んでいます。
私たち2階の席なので下を見たら、下はどこもやってなく、その1校だ
けだったと思うのですけれども、先生方はすごくいろいろな工夫をして、
その間おしゃべりをしない工夫をして参加されているのだなと思って感
心しました。これからもこういった学びの広がりというのはとても大事
だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

済美教育センター所長 今回のオンラインにおける音楽鑑賞教室なので
すけれども、これまでは一律に会場に集まってということだったのです
が、やはり何校かは学校の実情によっては欠席というか、参加できない
学校、また参加できないお子さんもいます。加えて学校に来られないお
子さんたちに対しても、今回オンラインの配信があることを呼びかけ、
個々に参加するという状況ができました。これもオンラインを活用した
取組がこうやって広がりつつあるからかなと思っております。ありがと
うございました。

折井委員 保護者としては欠席、遅刻の連絡を子どものタブレット上から
できる選択肢が増えるというのはありがたいなと思います。どちらかと
いうと、私たち保護者側よりも多分学校側も本当に限られた電話のライ
ンで、限られた時間の中に連絡をしなければいけない。通常の状態であ

れば、そんなに欠席が殺到するようなこともないかと思うのですが、ただ、やはり変異株があったりだとか、この冬以降、インフルエンザがどうなるかということも分かりませんので、選択肢が増えるというのは大変ありがたいなと思います。

また、研修に関しても去年春だったと思うのですが、外国語の先生たちを対象にした研修を急きょパワーポイントにナレーションを吹き込んで、お送りしてアップロードしてというようなことを私がしたのですが、それを個々で学校でもいいので、集合はできないけれども、個々の学校で直接リアルタイム配信ができるだとか、その選択肢が増えるというところがとても大切だなと思います。先ほどの基本構想の答申案にもありますけれども、本当に次に何があるか分からないということ、私たちはこの1年半ほど地球上の全員が体験しながら過ごしている中で、何があっても取りあえず進んでいける、特に子どもたちというのはその年齢、学齢は、その1年間が大人の1年間とは比べ物にならないほどその時々大切な学びだとか遊びだとか交流があるので、その辺りのところをサポートしていける体制を整えていってくださっているのが、本当にありがたいなと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

済美教育センター所長 先ほどの保護者からの欠席連絡につきましては、保護者のスマートフォンやタブレット端末から学校に連絡が可能になったということになりますので、お子さんのタブレット等ではなくということで、より使い勝手はいいのかなと思っております。

折井委員 私、誤解していました。子どもものものを使うのかと思ったのですが、それはありがたいです。特に例えば親御さんが子どもさんよりも早く出てしまうお家で、本当に早くて6時ぐらいに出勤してしまうお家で、お子さんが起きたら具合が悪くて、そのときはもうお母さんはお仕事中ということもあって、そうなったときに、タイミングを計るというのもお仕事によっては大変難しくなるかと思っておりますので、本当にありがたいなと思います。

伊井委員 上から2つ目の「児童生徒・外部人材」というところで、「他校の児童生徒と学校をつないだ交流学習」とありますが、もう既にやっているのではなくて、こういう形ができますよということでしょうか。

済美教育センター所長 これは今、なかなか交流ができない小中一貫の取

組だとか、あと、海外の学校との交流というのもこのシステムを使ってやるという、そんな取組も学校から報告がありまして、今回のこのシステムを使うことで、いつでもつながれるような、時差の問題はありますけれども、そういったことがこれから可能になってまいります。

伊井委員 名寄に行ったお子さんたちが名寄と交信しているのを見て、すごく微笑ましく思ったことはありますが、学びにもこういうことが広がっていくというのは、別の可能性も広がるので、とても期待できるなと思います。とても楽しみにしています。よろしく願いいたします。

久保田委員 今回の報告、私自身はこういったことが可能であるという現時点での報告かなと受け止めておりまして、実際に各学校の活用状況、実態となると、まだいろいろばらつきがあるという現状ではないかなと私は思っています。例えば小学校と中学校でも違うだろうし、また小学校の中でもいろいろばらつきがあるのも聞いております。聞くところでは GIGA スクールで一括で入った学校は逆にやりやすくて、意外と進んでいる。逆に先進校といわれた学校は、機種がばらばらで非常にやりにくいという話も聞いておりますので、こういったいろいろな可能性がある中で、この1学期間は1つの慣らし準備期間という捉えでいくならば、ぜひ2学期からある程度のレベルを目標に各学校いろいろ取り組んでいけたらいいかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

済美教育センター所長 ご指摘のとおり、今月末でようやく子どもたちのタブレット端末の設定変更が終わって、確実に配られるという状況になります。もう既に使っている学校、これから使う学校、これから持ち帰りをする学校、様々あるのですけれども、先ほどのシステムを使って、ある学校では既に他の自治体、例えば婦恋のキャベツの学習をしているときに、遠隔のシステムを使って先方の役場の方と子どもたちが実際につながって、交流をしている場面があったり、ある学校では天気が悪いときに、休み時間なのだけれども、自分の学びを続けたいということで、タブレット端末で学習ソフトをずっとやっていたりとか、そんな様子も見られるのです。

学校の活用状況は様々なのですけれども、そういったことを進めながら、少なくとも2学期にはどの学校でもそういった状況になるように、私たちも努めていきたいと考えております。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項 4 番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項 5 番「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン（令和 3 年度）の改定等について」済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事（佐藤） 私からは「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドラインの改定等について」報告いたします。

区ガイドラインにつきましては、令和 3 年度版を令和 3 年 3 月に示したところですが、教育活動の留意点について 6 月 8 日に一部改定及び追記いたしました。改定の内容は実技を伴う体育・保健体育のマスクの着用についてです。

3 月のガイドラインでは、熱中症のおそれがあるときは、十分に身体的な距離を確保した上で、マスクを外して活動することも可とすることとしておりましたが、6 月のガイドラインでは、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に呼気が激しくなる運動を行う際や高温多湿の環境下においては、換気や児童生徒の距離を十分に確保した上で、マスクを外すよう対応すると改定いたしました。

追記の内容といたしましては、水泳指導における感染症対策、教育活動上の留意点についてです。本年度は感染症対策について保護者に説明の上、同意書を得て実施することとしております。また、今月 21 日から来月 11 日まで適用されるまん延防止等重点措置の期間における教育活動について、6 月 18 日に各学校に周知いたしました。

主な内容は、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は控えること。修学旅行については延期が難しい場合や旅行先の感染状況により、感染症対策を十分に講じるとともに、保護者や学校関係者の同意の下、校長判断で実施することを可とすること。部活動については、感染リスクの高い活動は控えること。練習試合等は東京都または杉並区が主催するものや区内に限定したもの等の実施を可とすることといたしました。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 先月、小学校の運動会を見学した際に、熱中症対策というマスクの件、いろいろ対応が分かれていることも分かりました。5月末の時点では大きく3パターンあるという話でした。1つは、教員の指導でマスクをとらせるという学校。それから、子どもの判断に任せてやるという学校。それから、3つ目は折衷案なのですが、必要に応じて教員がマスクをとらせる。大体その3つのパターンで杉並区内の小学校は行っているということが分かりました。まさに現場の苦労というか対応かなと思いましたが、今回のガイドラインの改定によりその辺が非常にすっきりとして、私はよかったなと今、思っています。

もう1つ質問いたします。ここに水泳指導に関わるところが入っています。去年はもうコロナ禍で水泳指導は中止ということで、どこも全くできない状況だったのですが、今年は一転して文科省、国から東京都から各区市、全て水泳指導を行うということでいろいろな対応を取ってきております。そんな中でやはり安全確保も含めて考えたときに、プールにおける密の問題をどうするか。なおかつ、密を避けるために例えば今までなら学年合同で2クラスだろうが3クラスだろうが4クラスだろうが、みんなできていたものが、そのことによってクラスが限定されるとか、そういったことも出てきているやに聞いております。そういったときにはプールの水泳指導に立つ教員の数も限られたり、やっぱり子どもを見る大人の目の数が限られるといったところで、安全確保の観点からどのような対応が今、取られているのか、具体的に教えていただければと思います。

統括指導主事（佐藤） まず、マスクの着用に関しましては、様々なご意見がございました。その中でもマスクをとることを可とするという基準については、つまり判断が子どもになっている。中学生ならその判断が可能だけれども、小学校低学年はなかなか難しいという声もございました。現に学校に見に行きましても、担任がマスクをとりましようと言っているときはとりますが、自分の判断で暑いからとるということはなかなか抵抗があるということも伺っております。ですので、この判断に関しましては、基本的に体育の授業ではマスクをとりましよう。その代わり教員が配慮して、できるだけ密を避け、距離を取った上で授業をしていきましようということになります。もちろん、子どもによってはマスクをとることが怖いので、体育の授業、全員が外しているところ

はなかなか見かけません。また、中学生によってはマスクをとること自体が怖いというか、マスクが衣服のようになっていて、とることが恥ずかしいという別の面で、マスクに関しては様々なご意見があります。また、とりなさいという指導もなかなかできないことも事実です。個人として怖いのでとりたくないというお子様もいますので、そのことに関して全て子どもに任せるのではなく、これから暑くなるからマスクをとりましょうね。でも、していても構いません。安易にそういう意味も込めてですけれども、指導をしていくことを徹底しているところです。

また、水泳に関しましては、安全指導の面に関して、今年度は密を避けるためにクラス数を限定して行う予定です。つまり、今までですと1学年で入っていたところを、学年を半分にして、つまり4クラスで入っていたところを2クラスで実施するところがあります。そうすると、自ずと安全対策として、教員の目が少なくなるのではないかというご心配もございますが、杉並区では支援員を1人つけておりますので、支援員プラス教員2人ということで、基本的に2クラスで入ることになります。50人から最大でも60人程度になりますので密が避けられると思います。

また、各学校においてはプールサイドに待機印をつけたり、シャワーの前に待機線をつけたりすることによって、密をできるだけ避けるように工夫されている。密とともに安全安心を確保するための努力をしているところをございます。

以上です。

教育長 ありがとうございます。マスクの件について、これは運動部活動も同様と考えていいのか。その点とあと教員はどうするのかというところを教えてください。

統括指導主事（佐藤） まず教員につきましては、基本的にマスクは着用しております。これもガイドラインには載せておりますが、もちろん特別の理由がある場合は、考える必要があるかと思っておりますけれども、今のところ特にございませぬので、学校を回っていても教員は不織布のマスクを着用して授業をしている状況です。

部活動に関しては、このガイドラインを作る前から、マスクは基本的に外して実施しているところが主でした。身体的距離を確保しなくてはいけないところで、主に、都も、国も、柔道や相撲といったところが明

記されていますけれども、区内の部活で調べたところ、柔道の部活はないという現状がありますので、区内の部活につきましては、基本的にマスクを外して指導している状況です。

以上です。

折井委員 すみません。先生方は基本的に不織布の、要は空気がこもりやすいマスクを着用してということは今、伺ったのですけれども、プールの指導も同じなのでしょうか。

統括指導主事（佐藤） まだその状況はつかめていないところですが、基本的にマスクはします。難しいところがありますけれども、皆マスクをして暑い中でしょうが、やることになると思います。

折井委員 そうなのですね。学校の教室はクーラーを入れていても換気があって、意外と暑い中で授業を一日中、特に小学校はずっとされていて、プールは炎天下の中で、先生は見学しているお子さんと違って炎天下の中でまさにやるということで、ちょっとどうですかね。最低でも、飛沫感染防止のための何かを立ててあげないと。去年はプールがなかったので、炎天下の中で1時間とか1時間以上やるということはなかったのですけれども、マスクをしながら水泳指導を炎天下ですするという経験は本当はないと思うので、その辺りはどうにかならないのですかね。難しい状況であることはよく分かりますし、上から声をかけますので、確かに危ない状況は分かるのですね。ただ、先生たちのほうが熱中症で倒れてしまうのではないかとすごく心配にはなります。

統括指導主事（佐藤） もちろん、今、始まったばかりということで、これからどういう声が学校から上がってくるか分かりませんが、飛沫感染防止をしっかりとした上でというところが条件になりますが、そのところにつきましては今後検討していかなくてはいけないし、万が一誰かが倒れてしまったりとか、気分が悪くなってしまうたり、ということがないように、十分こちらは配慮した上で学校と連携を取りながら、改善策を考えていきたいと考えております。

折井委員 仕事としてやっていて自分が倒れるわけにいかないというところで、かなりぎりぎりまで我慢される。熱中症はその場だけではなくて、家に帰って倒れるということも、時間差で出てくることもありますので、どうにかならないかと思ってしまう。今の時期はまだいいと思うのですけれども、本当に梅雨明けして、どのタイミングで梅雨明け

するか分からないのですけれども、夏休みに入る前に梅雨明けした場合には、かなり炎天下での指導になるかと思いますので、状況を見ながらご対応いただければと思います。

統括指導主事（佐藤） ありがとうございます。承知いたしました。

久保田委員 炎天下の話で思い出したのが、従来の夏休みの水泳指導ですね。今回は夏休みの水泳指導はあるのでしょうか。

統括指導主事（佐藤） 夏休みの水泳指導の実施の有無は、学校で決めています。もちろん実施しないという学校も聞いております。ただ、行く回数は減らして、やり方を一昨年度と同じようにはできなくても、密を避けて行っていくという学校もあります。

久保田委員 恐らく、そういうときに、各学校で使うのではないかと予想しているのが、透明のプラスチックの口元のガードをするものがありますよね。あれが結構使われるのではないかなという気がしているのですよね。例えば、大学の授業などでもそれを使っている先生もいますし、そういう点でまだいろいろな工夫の余地があるだろうし、また、各学校でいろいろ配当された予算、自由に使えるというのがあるので、そんなところでまた使っていくのも可能かなという気がしています。

以上です。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項5番についての質疑を終わります。

報告事項2番、3番につきましては、配布資料をもって代えさせていただきますので、以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項ございましたら、お願いいたします。

庶務課長 次回の教育委員会定例会については、7月14日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 では、本日の教育委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。